

諮問第16号

## 答 申

### 第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し、平成22年2月25日付け千葉市指令保障自第256号により行った個人情報の不訂正決定は妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

#### 1 訂正請求

異議申立人は、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、平成22年1月28日付けで実施機関に対し、自己に関する個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

本件訂正請求は、異議申立人に対して平成〇〇年〇月〇日に精神保健福祉法第29条による入院措置が行われた際に、2人の精神保健指定医がそれぞれ作成した「措置入院に関する診断書」に記録された自己に関する記載内容のうち事実と反すると主張する部分（以下「本件個人情報」という。）について、訂正を求めるものである。

なお、本件個人情報は、平成22年1月22日付け千葉市指令保障自第230号により実施機関が行った個人情報の開示決定に基づき、異議申立人が実施機関から開示を受けたものである。

#### 2 不訂正決定

実施機関は、条例第31条第2項の規定に基づき、本件訂正請求に理由がないとして不訂正決定（以下「本件不訂正決定」という。）を行い、その旨を平成22年2月25日付け千葉市指令保障自第256号により、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、本件不訂正決定を不服として、平成22年3月24日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、異議申立てについて平成23年2月28日付け22千保障自第4184号により本審査会に諮問した。

## 第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書並びに口頭による意見陳述における異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件不訂正決定を取消し、本件個人情報について訂正するよう求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

本件個人情報は、異議申立人に対する精神保健福祉法に基づく入院措置を行う際に、2人の精神保健指定医が作成した診断書に記載されたものであるが、異議申立人が診察を受けた医師は1人であり、〇〇医師による診断書は捏造である。また診断書に記録された内容についても事実と全く異なる点が多く意味不明である。

## 第4 実施機関の説明の要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

- 1 本件個人情報のうち、精神保健指定医の診察等に基づく「評価・判断」である部分と事前調査における関係者からの聴取内容又は診察時の本人からの聴取内容であって「客観的に判断可能である事項に該当しない」部分については、条例上訂正の対象となる「事実」に該当せず、不訂正の決定をしたものである。

また、保護の日時や場所等の記載は、客観的に判断できる事項ではある

が、事実と認められるため不訂正の決定をしたものである。

- 2 上記のとおり、本件個人情報の訂正は必要ないと判断したが、予備的に述べれば、本件個人情報の利用目的は、精神保健福祉法第29条による入院措置の適否を判定することであるところ、判定の結果、措置入院となり、かつ、すでに退院しているため、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内とはいえ、このことから訂正の必要はない。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件個人情報並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

### 1 本件個人情報について

本件個人情報は、第2の1に記載のとおりであるので、これを引用する。

異議申立人は、本件個人情報を訂正するよう求めているが、訂正が認められるには、本件個人情報が条例第28条及び第30条の「事実の誤り」に該当し、かつ、本件個人情報の訂正が条例第30条の「個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」といえなければならない。

そこで、本件個人情報がこれらの要件に該当するか、以下検討する。

### 2 条例第28条及び第30条の「事実の誤り」について

まず、「事実の誤り」の該当性であるが、本件個人情報は、各記載項目によって性質が異なるため、項目ごとに分けて論じる。

#### (1) 「問題行動」、「現在の病状又は状態像」、「診察時の特記事項」の各欄に記載された本件個人情報について

当該個人情報は、精神保健指定医の高度かつ専門的な評価・判断を記載したものと認められるが、「事実」に評価・判断は含まれないと解すべきであることから、当該個人情報は「事実」に該当しないものと判断する。

#### (2) 「生活歴及び現病歴」の欄に記載された本件個人情報について

当該個人情報は、被診察者（異議申立人）等の陳述や言動を関係者が聴取し、その内容をさらに精神保健指定医に陳述することにより作成された聴取記録であり、これが「事実」に該当することは明らかである。

次に、「誤り」があるといえるかについてであるが、そもそも、「生活歴及び現病歴」の欄は、措置入院の要否を判断するために被診察者の状

況などを記録するものであって、こうした目的に鑑みれば、そこには、被診察者等の陳述や言動が関係者を介してそのまま記録されることが要請されるものといえる。

そうすると、当該個人情報における「誤り」の有無については、被診察者等及び関係者の当時の陳述や言動（以下「陳述等」という。）に照らして判断するのが相当である。

この点について、本審査会は、実施機関に資料の提出を求めるなど必要な調査を行ったが、当該個人情報と陳述等が異なることを客観的に示すものは確認できなかった。

このような状況からすれば、陳述等と異なる記録が意図的になされていることが診断書自体から明らかに認められる場合は別として、そうでない限り、本件個人情報には陳述等がそのまま記録されているものと推認できる。

本件の場合、診断書自体に、明らかに不自然な記録はなく、当時の陳述等と異なる記録が意図的になされているとは認められない。

したがって、当該個人情報は、「事実の誤り」に該当しないものと判断する。

### (3) 「行政庁における記載欄」に記載された本件個人情報について

当該個人情報は、実施機関の職員が、診察の日時・場所や措置の日時を記載したものであり、これが「事実」に該当することは明らかである。

次に、「誤りがある」と認められるかについてであるが、実施機関から提出された「精神障害者等の保護通報書」及び「精神保健及び精神障害者に関する法律の規定に基づく事前調査書」と照らし合わせたところ、その記載内容と当該個人情報が合致していることが確認できた。

したがって、当該個人情報は、「事実の誤り」に該当しないものと判断する。

### (4) 以上により、本件個人情報が条例第28条及び第30条の「事実の誤り」に該当しないことから、条例第30条の「個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」の該当性について判断をするまでもなく、本件不訂正決定は妥当である。

なお、異議申立人は、異議申立ての趣旨及び理由の中で診察を受けた医師が1人である旨等、また、意見書の中で実施機関が提出した理由説明書の記載に対する訂正を主張しているが、これらは本件不訂正決定において不訂正とされた部分についての主張ではなく、異議申立ての対象とはなり得ず、諮問事項となっていないため判断しない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成23年 2月28日	諮問書を受理
平成23年10月12日	実施機関から理由説明書を受理
平成23年11月17日	異議申立人から意見書を受理
平成24年 2月29日	審議（第88回審査会）
平成24年 4月13日	実施機関から決定理由等の説明を聴取 （第89回審査会）
平成24年 6月 8日	審議（第90回審査会）
平成24年 7月27日	異議申立人から意見を聴取（第91回審査会）
平成24年 9月 3日	審議（第92回審査会）
平成24年10月19日	審議（第93回審査会）
平成24年12月10日	審議（第94回審査会）